

行政視察報告書

平成26年10月2日

委員会名		総務常任委員会		
参加者	委員長	大村 学		
	副委員長	小澤 峯雄		
	委員	鈴木 紀雄	佐々木 ナオミ	安野 裕子
		井上 昌彦	田中 利恵子	奥山 孝二郎
		俵 鋼太郎		
期間		平成26年8月19日(火)～21日(木)		
視察地、 調査項目 及び概要	愛知県 一宮市	<p>1. 斎場整備運営事業について</p> <p>平成17年4月1日、一宮市、尾西市及び木曾川町の合併により新生「一宮市」が誕生した。旧一宮斎場と尾西斎場の2箇所のうち中心となる旧一宮斎場は、合併時点で建設後約50年が経過し、老朽化が著しい状態であった。合併による火葬件数の増加や高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するため、斎場の建て替えに取り組むこととなった。平成18年3月策定の「一宮市行政改革大綱」では、取組事項の一つとして、市長の発案により「斎場業務の委託化」が挙げられ、PFI方式を導入し、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を図る方針となった。</p> <p>平成18年度から平成19年度における実際のPFI方式導入の検討では、基本計画策定、PFI導入可能性調査、環境影響評価について、総合建設コンサルタントの企業に業務委託をし、同時進行で庁内組織である一宮市PFI導入検討委員会等における検討を進め、PFI方式で行うことが最終決定された。平成20年度に「一宮斎場整備運営事業PFIアドバイザー業務選考審査委員会」において、公募による提案事業者のプレゼンテーション及びヒヤリングによる選考を経て、PFI事業者が決定し、平成21年3月末、建設期間2年、その後の管理運営期間を15年とする、17年間の契約を締結、平成23年4月1日から供用を開始し現在に至っている。</p> <p>事業成果としては、まず、PFI方式の導入による財政負担縮減額として15億4,030万円(24.6%)の削減が図られたこと、加えて、PFI事業者であるPFI一宮斎場株式会社は、構成企業5社による特別目的会社として地元で誕生した新たな企業であり、地元地域での資機材の購入・調達や新たな雇用の創出など、民間の事業機会創出による地域の活性化が挙げられる。</p>		
	石川県 金沢市	<p>1. 地域コミュニティの推進について ～集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例について～</p> <p>城下町として発展した「金沢」は、第2次世界大戦時に空襲被害を受けなかった全国でも珍しい都市であった。このことは、町の構造物を破壊されなかったばかりでなく、金沢という町のコミュニティが破壊されなかったことでもあり、現在の金沢市における1,361の町会の存在にもつながっている。</p> <p>近年、少子高齢化という人口構成の変化、核家族化及び都市化の流れの中、個人の価値観の変化や生活様式の多様化の影響により、コミュニティ意識は低下し、町会加入率も、世帯数の増加に反して低下の動きを示している。同市において、マンション、アパートなど集合住</p>		

宅の建設は、集合住宅の住民同士、さらには集合住宅住民と地域とのつながりが希薄化してしまう傾向があるとし、町会加入率低下の一要因と考えられた。

そこで、同市では、平成19年度より集合住宅のコミュニティ促進に係る条例制定の検討を始めた。町会連合会等の地域団体、事業者、学識経験者及び公募委員で構成される「集合住宅のコミュニティ組織形成検討懇話会」での審議を経て、平成20年3月26日、「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例（集合住宅コミュニティ条例）」が制定され、同年4月1日から施行された。同条例は、「住民に対して、町会の結成や加入を強要するものではなく、地域住民の自主性と主体性に基づき、住民自らの手でコミュニティを形成することを、市が側面から支援する方策」という考えに基づいている。

同条例に基づく具体的な施策をみると、集合住宅住民向けの施策として、コミュニティスペースとして使用する集合住宅の空室の賃借料に対する補助などが挙げられる。事業者向けの施策として、集合住宅建設時から事業者の担当者と既存の町会が連絡を取れるようにする、集合住宅の「コミュニティ担当者届出制度」などが挙げられる。

一般町会向けの施策として、町会に関するさまざまな相談に、町会連合会から委嘱される単位町会長が、専任のアドバイザーとして地元での悩みなどの相談を受ける「コミュニティ相談窓口」の開設などが挙げられる。現在、同市では、平成27年3月予定の北陸新幹線金沢開業に向け、関係課や事業者とのさらなる連携体制を強化し、集合住宅の建築計画からのサポートによる町会加入の徹底を図ることなどを課題としている。そうして、平成25年3月に策定された「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」における重点方針の一つである「あらゆる世代に対応した新たなコミュニティの形成」に向けて地域コミュニティの推進を図っている。

滋賀県
米原市

1. 地域コミュニティの推進について

～まちづくり活動支援事業と地域創造支援事業について～

平成17年2月14日、旧坂田郡の山東町、伊吹町、米原町の3町が合併し米原市となった後、同年10月1日に米原市と近江町が合併し、新生「米原市」が誕生した。同市では、地域の多様な主体が活躍するコミュニティの推進を目指し、「まちづくり活動支援事業」や「地域創造支援事業」を展開している。

「まちづくり活動支援事業」について、同市では、集会所および広場などのコミュニティ施設の整備や、地域の活性化、地域課題解決に向けた活動事業に対して助成を行うほか、自治会などが自主的に行うまちづくり事業を支援するための助成を行っている。

次に、「地域創造支援事業」について、同市では、市民と市がともに考え、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、次世代に誇れる元氣な米原市を創造するため、平成20年4月、「多様なまちづくり支援のための地域創造会議設置要綱」を定め、同年6月には、山東、伊吹、米原、近江の各市民自治センターが担当する区域ごとに「地域創造会議」を設置し、市民委員と市民自治センターが協働で、地域の課題や地域の特色等から地域支援計画策定のための検討・協議を行うとともに、時代の変化に対応した新しい地域自治の仕組みを築いていくための検討を始め、地域ごとの運用を現在まで継続してきている。またその中で、市民主体の個性あるまちづくり活動を支援するため、平成21年度から活動（ソフト事業）に対する補助制度として、地域創造支援事業補助金を設けている。この地域創造支援事業の対象者は、米原地域内で活動をしている自治会、市民団体、NPO法人及びまちづくり活動を行う企業であり、これらの団体等は、この補助制度を活用しながら、自然環境を守る事業や伝統文化を守る事業及び次世代に引き継ぎたい事業など、地域の特色や絆を生かした個々のまちづくりを展開している。

